保護者　様

保育園長

インフルエンザ感染に伴う治癒報告について

　インフルエンザに感染した園児は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

　園児については、インフルエンザは重症の場合を除き、「**発症後５日を経過し、かつ解熱後３日を経過する**」をもって治癒するものとされております。

再登園するにあたって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありませんが、インフルエンザが治癒し、登園するときは、下記の「治癒報告書」を提出してください。なお、この**報告書は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に記入してもらうものではありません。**

　　　　　　　　　　　　　　　　キ　　リ　　ト　　リ

**治　癒　報　告　書**

クラス　　　　　　　園児氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しておりほかに感染のおそれはないことを報告します。

１．疾患名　　インフルエンザ　　　型

２．発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）　　　　平成　　年　　月　　日（　　）

３．受診した医療機関名および受診日

　　医療機関名：　　　　　　　　　　　　　　　受診日：平成　　年　　月　　日（　　）

４．治癒の根拠

（１）発症した後５日を経過した。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発　症した日 | 発症後１日目 | 発症後２日目 | 発症後３日目 | 発症後４日目 | 発症後５日目 | ★発症後６日目 |
| 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 |

（２）解熱日（平熱に下がった日）後、３日経過した。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 解熱日 | 解熱後１日目 | 解熱後２日目 | 解熱後３日目 | ★解熱後４日目 |
| 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 | 月　 日 |

|  |
| --- |
| **登園日** |
| **月　 日** |

（３）登校日

　　（１）と（２）の太枠の日にちのうち、遅いほうが登校日となります。

５．おやすみした期間　平成　　年　　月　　日（　　）から　　月　　日（　　）まで

保育園長　様

平成　　年　　月　　日　保護者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞